

平成20年第3回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 9月5日～ 9月26日:22日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9月 5日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第1号 3. 承認第9号・第10号 4. 認定第1号～第10号 5. 議案第32号～第39号 6. 議員提出議案第1号・第2号 7. 請願第1号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論及び採決 ┘
9月 6日	土	休 会		
9月 7日	日	休 会		
9月 8日	月	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第9号・第10号 3. 認定第1号～第10号 4. 議案第32号～第39号 5. 請願第1号 ┌ 質疑・討論及び採決 ┐ └ 委員会付託 ┘
9月 9日 ┘ 9月12日	火 ┘ 金	休 会	委 員 会	
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	休 会		
9月15日	月	休 会	敬老の日	
9月16日 ┘ 9月19日	火 ┘ 金	休 会	委 員 会	
9月20日	土	休 会		
9月21日	日	休 会		
9月22日	月	休 会	委 員 会	
9月23日	火	休 会	秋分の日	
9月24日	水	休 会	委 員 会	
9月25日	木	休 会	委 員 会	
9月26日	金	開 議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第32号～第37号・第39号 3. 意見書案第14号～第20号 4. 請願第1号 5. 追加議案 ┌ 委員長報告・議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論・採決・継続審査 ┘

諸 般 の 報 告

第 3 回 中 間 市 議 会 定 例 会
平 成 2 0 年 9 月 5 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から6月18日、26日、7月4日、17日、8月15日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成19年度3月分
- (2) 病 院 事 業 会 計 平成19年度3月分、平成20年度4月分
- (3) 水 道 事 業 会 計 平成19年度3月分、平成20年度4月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から6月18日付で受領した。

記

- (1) 小 学 校 3 校 平成19年度

3. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長から8月27日付で受領した。

記

- (1) 中間市文化振興財団
 - ・平成19年度決算書及び事業報告書
 - ・平成20年度予算書及び事業計画書

4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算における健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及び監査委員の審査意見書を市長から8月29日付で受領した。

(意見書の提出)

平成20年6月18日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
- (2) 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
- (3) 青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成20年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 堀川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第3～日程第4 提案理由説明)
- 日程第 5 認定第1号 平成19年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第2号 平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第3号 平成19年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第4号 平成19年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第5号 平成19年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第6号 平成19年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第7号 平成19年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第8号 平成19年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第9号 平成19年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第14 認定第10号 平成19年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第5～日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第32号議案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第16 第33号議案 平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第17 第34号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

- 日程第18 第35号議案 平成20年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第36号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（日程第15～日程第19 提案理由説明）
- 日程第20 第37号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び中間市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第21 第38号議案 中間市特別職報酬等審議会条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 第39号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
（日程第20～日程第22 提案理由説明）
- 日程第23 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願
（日程第23 提案理由説明省略）
- 日程第24 議員提出議案 中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の第1号部を改正する条例
（日程第24 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）
- 日程第25 議員提出議案 中間市議会会議規則の一部を改正する規則第2号
（日程第25 提案理由説明省略・質疑・討論・採決）
- 日程第26 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民部長	………	中野 諭君	保健福祉部長	………	伊東 久文君
福祉事務所長	………	藤井 紀生君	建設産業部長	………	野上 忠良君
教育部長	………	牧野 修二君	上下水道局長	………	村田 猛君
市立病院事務長	………	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
経営企画課長	………	小島 一行君	財政課長	………	元嶋 伸二君
総務課長	………	白尾 啓介君	課税課長	………	大野 順一君
人権男女共同参画課長	………				渡辺 恭男君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
土木管理課長	………	増田令次郎君	都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君
産業振興課長	………	今井 秀明君	教育総務課長	………	中村信一郎君
営業課長	………	有川 善博君	下水道課長	………	佐藤 満洋君
市立病院課長	………	成光 嘉明君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成20年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は22日間と決しました。

日程第2. 選挙第1号

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、選挙第1号堀川水利組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。堀川水利組合議会議員に、下川俊秀君、勝原次男君、栗田義明君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を堀川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が堀川水利組合議会議員に当選されました。

日程第3. 承認第 9号

日程第4. 承認第10号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第3、承認第9号及び日程第4、承認第10号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

承認第9号及び承認第10号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、承認第9号平成20年度中間市一般会計補正予算(第1号)について、ご報告を申し上げます。

平成19年度に所得税から市民税への税源移譲がなされましたが、この移譲は所得税の減額と市民税の増額が同額となり、増税にはならないように制度設計されておりました。

しかし、一部の所得税非課税世帯かつ市民税課税世帯等においては、実質増税となりましたことから、国の税制改正等でこの負担増の解消が図られ、超過分について市民税から還付することとなりました。

本市においては、対象者等に通知をし、本年7月から還付の請求を受け付けておりましたところ、このたび、還付額が確定いたしました。

この経費につきましては、本年度の当初予算に1,570万円を計上しておりましたが、還付確定額が大幅に上回り、また、早急に還付を行う必要がありましたので、当初予算1,570万円に1,190万円を増額補正し、8月11日付で専決処分といたしましたものでございます。

予算の内容といたしましては、歳出として市税過年度還付金として1,190万円を追加し、充当する歳入といたしまして市民税730万円、県委託金460万円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,610万円とするものでございます。

ご承認のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、承認第10号建物収去土地明渡等請求訴訟の提起についてご報告を申し上げます。

市有地の賃借人が所有する建物が、本年5月に競売で落札され、建物の所有権が落札者に移転されたことに伴い、賃借人との土地賃貸借契約を解除いたしました。賃借人に対し、内容証明郵便にて競売物件以外の建物の収去、土地の明け渡し及び未払い賃料の53万

4,625円を支払うよう通知しておりましたが、指定する期日を過ぎても履行されず、土地及び建物を占有している状況であります。

このようなことから、本市におきましては、訴えの提起をする準備を進めておりましたが、建物の落札者が6月末に福岡地方裁判所小倉支部に、落札物件の不動産引渡命令の申し立てを行いましたことから、本市といたしましても、賃借人に対し早急に土地の明け渡し等を求める必要が生じたので、賃借人及び土地賃貸借契約における連帯保証人を相手として、訴えの提起について専決処分といたしたところでございます。

よって、このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第 5. 認定第 1号

日程第 6. 認定第 2号

日程第 7. 認定第 3号

日程第 8. 認定第 4号

日程第 9. 認定第 5号

日程第10. 認定第 6号

日程第11. 認定第 7号

日程第12. 認定第 8号

日程第13. 認定第 9号

日程第14. 認定第10号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、認定第1号から日程第14、認定第10号までの平成19年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、認定第1号から第8号までの平成19年度中間市の各会計別決算について提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差し引き額は6億9,290万円の黒字決算となっております。

まず、一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が44億1,210万円となり、前年度と比較して4億560万円、率にして10.1%の増収となっております。

これは、平成19年度の三位一体改革におきまして、国庫補助金削減の代替措置である所得税から地方税に税源移譲がなされた結果でございます。

また、一方の歳入の柱である地方交付税につきましては、総額45億9,360万円となり、前年度と比較いたしまして6億8,470万円、率にして13.0%の大幅な減額となっております。本市におきましては、普通交付税で5億3,970万円の減額となりましたことや、特別交付税におきましても1億4,490万円の減額となっております。

このように、地方財政を取り巻く環境は依然厳しいものとなっており、この削減財源を補う新たな歳出のカットや財源の確保などが、地方自治体の重要課題として求められているところでございます。

このような国の急激な財政改革に対し、本市の行財政集中改革プランの最大の柱であります人件費改革の効果を先取りした退職手当債4億1,750万円の借り入れなどで対応した結果、地方債の借入額は、総額15億3,330万円と、前年度と比較いたしまして1億9,440万円、率にして14.5%の増額となっております。

また、市債の中で、無利子で借り入れができます「元気ふくおか資金」につきましては、本年度も道路改良事業等に充当いたしました1億740万円の借り入れをいたしているところでございます。

このような財源確保対策の結果、基金からの繰り入れは4億210万円と、前年度と比較いたしまして2億2,990万円の減額と抑制し、基金残高30億円を確保いたしております。

一方、歳出といたしましては、人件費において特別職や一般職の給料及び手当の抑制、さらに、職員定員管理計画に基づく適正な管理により、職員の削減を行ったことから、一般会計全体の職員給与等では、1億3,510万円の減額や議員定数の削減で報酬1,150万円の減額など、人件費全体で1億4,660万円の減額となりました。

民生費におきましては、乳幼児医療費で前年度に引き続き公費負担対象者の2歳引き上げや、3歳児未満の初診料等へも公費負担を引き続き実施したことなどの経費といたしまして、前年度から2,390万円の増額の8,280万円となっております。

また、児童措置費におきましても、児童手当の幼児加算の増額改定等により、前年度から4,560万円の増額の12億2,770万円となっております。

また、繰出金におきましても、特別会計国民健康保険事業及び老人保健特別会計の繰出金を合わせて5,310万円の増額の9億9,130万円となり、前年度に引き続き高齢化の影響を受けております。

介護保険事業特別会計におきましては、認定者数や認定者のサービス需要の増加などで給付費全体が増加したため、繰出金につきましても1,960万円の増額の4億7,300万円となっております。

このように、民生費全体では、前年度と比較いたしまして2億90万円増額の72億

740万円となっております。

衛生費におきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合への負担金で、平成19年度からの北九州市へのごみ処理委託経費を含む塵芥処理負担金1億5,520万円の増加など、負担金全体といたしまして1億3,210万円の増額の8億3,950万円となっております。

また、市立病院への繰出金については3,960万円の減額となりましたが、市民の健康推進拠点施設である保健センターの改修工事を行いました経費1,950万円など、衛生費全体の決算といたしましては、前年度と比較して1億1,380万円の増額の12億1,850万円となっております。

商工費におきましては、本市のまつり事業に対し、総額1,720万円の補助金を交付し、市民とともに、祭りを振興するとともに、地域の活性化を図ることなど、総額8,300万円の決算額となっております。

土木費におきましては、塘ノ内砂山線街路事業において、本年度から舗装工事など本工事に着手し、塘ノ内砂山線区間240メートルの路盤改修、暗渠設置や路面舗装等の施工経費2億2,420万円や、二タ股東中牟田線道路改良事業におきましては、前年度に引き続き400メートルを施工いたしました経費1億320万円となっております。これで、総計画延長の半分である1,000メートルを完成したところでございます。

土木費全体では、1億4,400万円増額の13億6,280万円の決算額となっております。

消防費におきましては、防災基盤整備事業といたしまして消防団のポンプ自動車2台を更新するなど、消防設備の充実を図っております。

また、平成18年度から施工しております災害防災無線設置事業におきましては、本年度新たに子局16局、移動局3局を追加し、重点災害危険箇所全域への設置を完了しております。

教育費におきましては、小中学校のトイレ改修を施工する経費といたしまして4,970万円、中間中学校体育館の改修工事の経費2,180万円の支出を行うなど、学校教育環境の整備を行っております。

また、地震対策といたしまして、前年度に実施した耐震診断優先度調査に基づき、底井野小学校の耐震診断を実施いたしております。耐震診断の結果といたしましては、強度検査等、詳細に調査をいたしましたところ、幸いにも基準を満たしていることが判明いたしております。

このような教育費全体の決算といたしましては、前年度と比較いたしまして1億2,350万円減額の11億4,750万円となっております。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

続きまして、特別会計につきまして、ご報告を申し上げます。

特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入歳出の差し引き7億6,590万円の歳入不足となっております。この中から前年度繰上充用金7億2,070万円を除く単年度決算といたしましても、4,520万円の歳入不足となっております。この要因といたしましては、医療費の増嵩及び高額医療費共同事業拠出金の増加によるものでございます。

国民健康保険事業の財政運営につきましては、年々厳しくなっておりますが、平成20年度から始まりました特定健診・特定保健指導の推進、医療費の適正化、収納率の向上などに積極的に取り組み、効率的な運営に努力をしております。

住宅新築資金等特別会計におきましては、貸付金の回収について努力をいたしておりますが、平成19年度も、歳入歳出差し引き6億1,620万円の歳入不足となっております。今後も、収納対策につきましては全力で取り組んでまいります。

また、地域下水道事業特別会計につきましては、中鶴地区及び曙地区の下水処理場を維持管理する経費が主なものでございます。

公共下水道は、本年度は大辻蓮花寺幹線などの幹線整備や上底井野地区、岩瀬東地区、小田ヶ浦地区など29地区の整備を行い、下水道普及率は44.7%に達しております。このような公共下水道と地域下水道とを合わせた普及率は56.5%となりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努力をしております。

老人保健特別会計につきましては、歳入歳出の差し引き4,480万円の黒字となっております。医療費は3.2%の増額で、これは高度先進医療の発達に伴う診療報酬の増大及び受診率の増加が主な要因と考えられます。

公共用地先行取得特別会計につきましては、新たな用地の取得はなく、公債費の元利償還金の支払いのみとなっております。

介護保険事業特別会計保険事業勘定につきましては、本年度は歳入歳出差し引き5,950万円の黒字決算となっております。

保険給付費は28億6,750万円で、前年度と比較して2億1,790万円の増加となっております。これは、高齢者人口の増加と介護予防給付に対する被保険者の意識の向上が主な要因と考えられます。

同じくサービス事業勘定では、年間給付管理件数は8,591件であり、70万円の黒字決算となっております。

以上が各会計の決算でございます。

最後に、平成19年度普通会計決算における財政状況でございますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99.7%と2.5ポイント改善をいたしております。依然、高水準にあることには変わりなく、今後も引き続き改善に努力をしております。

また、公債費比率につきましては18.8%と、前年度と比較いたしまして1ポイント上昇しております。公債費の支出は微増しており、十分な注意をしなければならないと考えております。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定に付するものでございます。

なお、同条第5項及び第241条第5項の規定により、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認定第9号平成19年度中間市水道事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明いたします。

まず、収益的収入および支出における総収益については10億7,186万9,369円となりましたが、退職給与引当金を取り崩した特別利益を2億700万円計上しておりました前年度と比較いたしますと、2億434万584円の減額となっております。

これに対する総費用は10億2,239万330円で、前年度と比較すると1,670万円の減額となっており、当年度の純利益は4,940万円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、総収入は2億5,387万4,220円で、これに対する総支出は7億3,725万5,339円となり、差し引き4億8,340万円の不足が生じましたが、この不足額は当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

平成19年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万7,355戸で、前年度より116戸増加しておりますが、給水人口につきましては6万6,498人でございまして、前年度より616人減少をいたしております。

また、有収水量は653万8,212立方メートルで、前年度より2万5,044立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせ生活様式が多様化する中で、節水意識の高まりなどにより、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。

また、良質な水道水質の維持・向上に向けては、施設の維持・改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしている中では、それらの費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなることが予想されておりますが、より一層、効率的経営のもと健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第39条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認定第10号平成19年度中間市病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明をいたします。

まず、収益的収支については、病院事業収益20億5,710万3,971円に対しまして、病院事業費用は21億3,481万1,389円となり、単年度収支におきまして7,770万円の純損失となっております。このため、前年度繰越欠損金の4億2,430万円に当年度純損失を加えた5億200万円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入4,074万9,000円に対しまして、支出は9,516万2,458円となり、これによる差し引き不足額5,440万円につきましては、繰越損益勘定留保資金、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんをいたしております。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数にあつては3万3,154人で、1日平均91人となっており、外来延べ患者数にあつては8万2,193人で、1日平均302人となっております。

本年度も、地域医療機関といたしましての役割を果たすとともに、経営面におきましても、欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第15. 第32号議案

日程第16. 第33号議案

日程第17. 第34号議案

日程第18. 第35号議案

日程第19. 第36号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第15、第32議案から日程第19、第36号議案までの平成20年度各会計補正予算5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、第32号議案平成20年度一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものとしたしましては、国の地方財政対策における公債費軽減措置及び国県補助事業の調整及び少子化対策及び安全安心対策の強化によるものでございます。

具体的な補正予算の内容につきましては、まず、歳出では、公債費において地方財政の窮迫した状況の改善を目的としました国の地方公債費負担軽減対策により、財政健全化計画等行政改革を推進する団体に対しまして、過去の高金利の簡保資金の借り入れについて、補償金を免除した繰上償還が認められることになりましたので、その経費7,610万円を含む9,430万円を計上いたしております。今回の措置により、本市の財政負担は440万円軽減することになりました。

民生費におきましては、後期高齢者医療制度の施行により非適用となりました「はりきゅう」施術を補助する費用50万円、知的障害者や精神障害者の作業所等の通所経費として170万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、母子保健事業の妊婦健診における現行2回の公費負担を、全国レベルの6回まで引き上げる経費530万円の追加計上をいたしております。

農林水産業費におきましては、川西地区の水路改修事業に対し、新たに県の補助金が採択されましたことに伴い、対象事業費等730万円を計上いたしておりますが、一方、二タ股東中牟田線道路改良工事に伴うポンプ移設工事におきましては、補助対象経費の見直しにより900万円の減額など、工事費全体では170万円の減額を計上いたしております。

また、土木費におきましては、現在、施工中の二タ股東中牟田線道路改良事業におきまして、新たな補助対象経費が確保できましたことから、本年度の当初計画120メートルの道路改良工事区間を、さらに150メートルを追加延長して施工する経費1,510万円を追加計上いたしております。

済みません、ちょっと訂正をさせていただきます。本年度の当初計画は130メートルの道路改良工事区間を、さらに140メートルを追加延長して施工する経費1,510万円を計上いたしております。

消防費におきましては、災害想定情報の迅速な収集及び当該情報の早期広報により、昨今のゲリラ豪雨による被害から市民を守るため、気象観測装置を機能のすぐれた最新型に更新する経費といたしまして、本年度20万円を計上いたしております。

さらに、この経費全体といたしましては、平成25年度までの債務負担行為として限度額230万円を設定いたしております。

教育費におきましては、地震災害から小中学校の生徒の安全確保や地域住民の避難場所である学校施設の耐震化について、本市の教育施設の耐震化計画に基づきまして、中間東

中学校に引き続きまして、優先度調査で上位に位置づけられております中間北小学校の校舎及び屋内運動場並びに北中学校の屋内運動場の耐震診断に要する経費1,450万円を追加計上いたしております。

このような耐震診断は、各施設の安全性の根拠となり、また、基準を確保できない場合の施工の条件となることから、市内各学校すべての安全性を確認することができるまでの必要な箇所について、計画的に推進することといたしております。

また、県の補助事業といたしまして、学ぶ意欲の喚起による学力向上を目的として、学力・学習状況を分析し、重点的な取り組みを実施する「ふくおか学力アップ推進事業」、異学年の共同学習や集団宿泊体験活動を通じ、意欲の向上や学習習慣の育成を目指す「ふくおか学び舎創生事業」などの経費140万円を計上いたしております。

「ふくおか学力アップ推進事業」にあつては、本年度は中間中学校、底井野小学校及び中間小学校の3校を、「ふくおか学び舎創生事業」にあつては中間南小学校を指定しております。

このような歳出に充当する歳入につきましては、国県支出金3,150万円、市債5,990万円等を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも1億7,310万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ159億8,920万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第33号議案平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

住宅新築資金等特別会計におきましては、毎年、長期債の償還を行っておりますが、地方財政状況改善が目的である補償金を免除した繰上償還が、一般会計と同様に、国から認められることになりましたことにより、平成21年度までに償還が完了する簡保資金の高金利借り入れ分につきまして、平成20年度に繰上償還を行うものであります。今回の措置によりまして約15万円の金利負担が軽減されることとなります。

このため、補正予算の歳出につきましては、長期債償還元金に111万円を追加し、長期債償還利子に8万円を減額するものであります。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金貸付金元利収入に52万円を追加するとともに、宅地取得資金貸付金元利収入に51万円を増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出とも103万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,172万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第34号議案平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、下水道事業債の金利負担

の軽減を図るため、昨年度に借り入れた特別措置分の据え置き期間を取りやめたことから、公債費の償還金元金として399万円を増額するとともに、他の事業債の利率の確定及び据え置き期間の取りやめに伴い、同じく公債費の償還金利子といたしまして1,174万円を減額しております。

また、歳入におきまして、償還金利子の額から償還金元金の額を差し引いた775万円を一般会計繰入金から減額をいたしております。

以上の補正によりまして、歳入歳出それぞれ775万円減額し、予算の総額を20億5,620万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第35号議案平成20年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、平成19年度老人医療給付費支払基金負担金、県費負担金及び一般会計繰入金の超過受け入れによりまして、精算返還するものでございます。

まず、歳出につきましては、総務費といたしまして支払基金返還金530万円、県費返還金520万円及び一般会計への返還金3,420万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、平成19年度からの繰越金4,481万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも4,481万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,603万円とするものでございます。

このような返還金が生じた理由といたしましては、平成19年度までにおきましては、前年度の精算金は、現年度の給付費負担金から相殺し、残金を交付されていたところでございますが、今年度から老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴いまして、老人保健の給付費負担金が不足し、相殺ができなくなったためでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第36号議案平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

初めに、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費290万円を計上いたしております。これは、介護保険認定審査システムの改修費用でございまして、来年度から予定されております介護保険法等の改正に伴い、新しい要介護認定1次判定ソフトに対応した認定審査支援システムの改修を図るものでございます。

次に、平成19年度地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫交付金18万円、県交付金9万円、支払基金650万円を、また、人事異動に伴います職員人件費290万円をそれぞれ計上いたしております。

また、歳入につきましては、第1号被保険者の保険料50万円、国庫補助金120万円、

県補助金60万円、前年度繰越金といたしまして1,030万円をそれぞれ計上し、歳入歳出それぞれ1,277万円を増額し、予算総額を30億579万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております補正予算5件に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第20. 第37号議案

日程第21. 第38号議案

日程第22. 第39号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第20、第37号議案から日程第22、第39号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、第37号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び中間市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる公益法人制度改革3法が本年12月1日に施行されることに伴いまして、関係する条例を改正するものでございます。

この公益法人制度改革3法は、公益法人制度を抜本的に見直し、民間非営利団体の活動を促進することを目的といたしております。

その主な内容といたしましては、現在の社団法人及び財団法人は、12月の公益法人制度改革3法の全面施行から5年間の特例期間を置いた後、一般社団法人または一般財団法人、あるいは公益社団法人、公益財団法人に移行され、一般的法人にあつては登記のみによる法人格の取得を可能とするなど設立の簡易化が図られ、公益的法人にあつては、内閣総理大臣または県知事から認定を受けることにより、税制の優遇措置等を受けることができるとされております。

また、中間法人法の廃止や「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の題名が、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」と改められるなど、さまざまな法整備も行われております。

以上の法律の制定及び改廃を受け、本市におきましても関連する条例において、財団法

人等の文言の改正、整備等を行うものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、公益法人制度改革3法の施行に合わせ、本年12月1日とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第38号議案中間市特別職報酬等審議会条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年6月28日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律が、政令により9月1日に施行されることを受け、必要な条文の整備を行うものでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の概要といたしましては、まず、各派代表者会議、全員協議会等、議会における議案の審査、議会運営の充実を図るための各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会は、会議規則の定めるところによりまして、議会活動の範囲を明確にするため、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う場を設けることができるとされております。

次に、議員の報酬の支給方法等が他の行政機関の委員等報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し、明確にするるとともに、名称を「議員報酬」に改めております。

以上の改正に基づきまして、本市におきましても、中間市特別職報酬等審議会条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例中の文言を改正するものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が既に施行されておりますので、9月1日に遡及し、適用することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

では次に、第39号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国土交通省住宅局長による公営住宅における暴力団員排除についての通達を受け、改正するものでございます。

公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不法入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、さまざまな問題が全国的に発生している状況があり、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安定と平穏を確保する上で、看過できないものとなっていることを背景に、公営住宅における暴力団排除の基本方針が示されたところでございます。

この基本方針において、暴力団員にあつては、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと、また、他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されることから、公営住宅の使用許可を行うに当たっては適当な者ではないとされており、入居申込者とその同居人が暴力団員である場合に

は、入居決定しないことが原則となっております。

このようなことから、本市におきましても、この基本方針に基づき、中間市市営住宅条例第6条に規定する入居者の資格において、入居者等が暴力団員でないという項目を加えまして、市営住宅から暴力団員を排除しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第23. 請願第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第23、請願第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本請願については提案理由の説明を省略することに決しました。

ただいま議題となっております請願第1号に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いします。

日程第24. 議員提出議案第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第24、議員提出議案第1号中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議員提出議案第2号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第25、議員提出議案第2号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第2号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第26、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において植本種實君及び堀田英雄君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 植 本 種 實

議 員 堀 田 英 雄